各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　　御 中

← 厚生労働省　老健局高齢者支援課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について

計２枚（本紙を除く）

Vol.６４３

平成３０年３月３０日

厚生労働省老健局高齢者支援課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内 線 ３ ９ ８ １ ）
FAX：03-3595-3670

老 高 発 0330第 3号
平 成 ３ ０ 年 ３ 月 ３ ０ 日

各｛都道府県／指定都市／中 核 市｝民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）

有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について

標記については、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成27年７月30日老高発0730第１号老健局高齢者支援課長通知）により行われてきたところである。

今般、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、有料老人ホームの事業運営に係る情報について、有料老人ホームの設置者による報告及び都道府県知事による公表を義務づけることに伴い、その取扱いを変更することとしたので、今後は次により行うこととされたい。

なお、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成27年７月30日老高発0730第１号老健局高齢者支援課長通知）は、廃止する。

１　有料老人ホームの経営状況等に関する報告徴収

有料老人ホームを設置し、運営している者から、次により関係書類等を提出させること。

（１）直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を毎年提出させること。

（２）他業を営んでいる場合には、他業に係る上記（１）の関係書類及び親会社がある場合には当該親会社の業務に係る上記（１）の関係書類を併せて提出させること。

（３）役員及び施設長に変動があった場合には、当該役員等の履歴書及び役員名簿を速やかに提出させること。

（４）少なくとも３年毎に設置者に事業収支計画の見直しを行わせることとし、財務諸表との乖離がある場合には、その原因、対処方針等を報告させること。

２　有料老人ホームの標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」に基づいて作成した文書（以下「重要事項説明書」という。）の提出

有料老人ホームの施設等に関する報告徴収に当たっては、以下のとおりとする。

（１）設置等に際しての提出

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けようとする有料老人ホームを除く。）を設置しようとする者については、老人福祉法第２９条に基づく設置の届出（以下「届出」という。）事項として重要事項説明書の提出を受けることとする。

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けようとする有料老人ホームについては、登録申請時に重要事項説明書の提出を受けることとする。

（２）定期の報告徴収

都道府県知事等が定める期日までに、都道府県知事等が定める期日における各有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームを含む。）の現況報告等について、重要事項説明書により求めること。

３　有料老人ホームに関する情報提供等

各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）においては、有料老人ホームから提出を受けた重要事項説明書について、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、もって利用者に対する情報提供に努められたい。

なお、重要事項説明書は、利用者に対する情報提供に資するという目的から最小限必要と思われる事項について示したものであり、利用者からの要望等を踏まえて、各都道府県等において、さらに付加することは差し支えない。

４　その他

労働者災害補償保険法第２９条に規定する社会復帰促進等事業として設置又は運営する労災特別介護施設及び主として老人の福祉を図る観点から老人を入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設ではなく、主として労災被災労働者の福祉を目的としたその他の施設については、老人福祉法第２９条に規定する有料老人ホームに該当しないので留意されたい。